**○厚生労働省告示第三百十四号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、同条の厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年九月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

| 都道府県名 | 市町村名 |
|---|---|
| 埼玉県 | さいたま市、川口市 |
| 千葉県 | 市川市 |
| 東京都 | 中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市 |
| 神奈川県 | 横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市 |
| 京都府 | 京都市 |
| 大阪府 | 大阪市 |
| 兵庫県 | 西宮市 |

**○農林水産省告示第千六百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大阪府河内長野市天見一三九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

二　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県海部郡海陽町小川字小川六二の九（国有林）、船津字船津九四の二〇、九四の二一、三好郡東みよし町昼間字前山四〇五五の五四七、四〇五五の五五三、四〇五五の六〇九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

二　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千六百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県本庄市児玉町小平字上間瀬二〇一一の六、二〇一一の八、二〇三二の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市久那字柚木平三二八〇の二、三二八〇の一〇、三二八〇の一一、三二八一の二、三二八一の四、三二八一の六、三二八一の七、三二八一の八、三三〇五の三、三三〇五の四、三三〇五の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千六百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町黒沢字高畑三一〇一の五六、三一〇一の五七、三一〇一の五八

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町黒沢字高畑三〇九八の二、三〇九九の四、字新地三二七五の二、三二七六の三、字前山三四二一の二、三四二一の三、三四二二の二、三四二三の四、三四二四の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇三七の一・二〇三八の一・二〇三八の七・二〇三八の一三・二〇五六の一・二〇五六の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇三八の八から二〇三八の一〇まで、二〇三八の一二、二〇三九、二〇五六の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　砂防設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町福知字田ノ小屋一七五七の一九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字コエノ後一六七六の三三七、一六七六の三三八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○国土交通省告示第八百七十三号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十五年四月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　愛媛県今治市矢田字管ヶ谷、字大池奥、字六反地、字大坪、字平山、字松川、字大原下及び字長尾の各一部、小泉一丁目の一部、別名字成ルノ谷、字成ノ谷、字寺谷及び字端谷の各一部、高橋字徳蔵寺、字山嵜、字板敷、字山崎及び字岡寺の全部、高橋字佐夜ノ谷、字向、字貞、字向谷、字仏師、字岡ノ端及び字山岸の各一部

四　土地区画整理事業の名称　今治広域都市計画事業今治新都市第一地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　愛媛県今治市共栄町二丁目二番一号　独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所

六　事業計画の認可の年月日　平成十五年四月二十三日

七　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十三年九月二日

**○国土交通省告示第八百七十四号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年九月二日

国土交通大臣　大畠　章宏